

串間市森林整備計画 変更計画書

自 令和2年4月1日

計画期間

至 令和12年3月31日
(変更日 令和4年4月1日)

宮 崎 県

串 間 市

目 次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

2 森林整備の基本方針

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

- 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法
- 3 その他必要な事項

第2 造林に関する事項

- 1 人工造林に関する事項
- 2 天然更新に関する事項
- 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

- 3 その他必要な事項

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

- 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における施業の方法
 - (1) 区域の設定
 - (2) 森林施業の方法

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

- 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針
- 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策
- 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
- 4 森林経営管理制度の活用に関する事項
- 5 その他必要な事項

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

- 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
- 2 作業路網の整備に関する事項

第8 その他必要な事項

- 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
- 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

1 変更理由

全国森林計画の策定に伴い計画事項の記載内容等に変更が生じたことから、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5第1項の規定に基づき策定した串間市森林整備計画書の一部を、同法第10条の6第3項に基づき変更する。

2 変更始期

令和4年4月1日から適用する。

3 変更の内容

- ① 「I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項」の「2の(2)」をつぎのとおり変更する。

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

2 森林整備の基本方針

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

ア 水源養機能

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林については、水源涵(かん)養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進する。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵(かん)養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

ウ 快適環境形成機能

市民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。

快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。

エ 保健・レクリエーション機能

観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、市民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、市民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

オ 文化機能

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

カ 生物多様性保全機能

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。

とりわけ、原始的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林については、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進する。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

なお、森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないうえ、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意するものとする。

また、これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては、二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地的でない機能であることに留意する必要がある。

「Ⅱ 森林の整備に関する事項」の「第1の2、3」をつぎのとおり変更し、「第1の4」については、削除する。

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとし、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとする。

立木の皆伐及び択伐の留意点については、下表のとおりとする。

伐採方法の別	留意点
皆伐	主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積に応じて、少なくとも20haごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。
択伐	主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な伐採率で行い、かつ、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）であるものとする。 択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図れる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

人工林の主伐の時期は、樹種ごとの生産目標に対応する径級に達した時期に行い、本市における主伐の時期は、下表を目安として定めるものとする。

地域	樹種	主伐時期 の目安	標準的な施業体系		
			生産目標	仕立て方法	期待径級
本市全域	スギ	35年生	一般構造用材	中庸仕立て	28cm
		56年生以上	一般大経材		42cm以上
	ヒノキ	40年生	一般構造用材	中庸仕立て	26cm
		64年生以上	一般大経材		40cm以上
	クヌギ	10年生	しいたけ原木	中庸仕立て	12cm

用材向け広葉樹等については樹種ごとの用途等に対応した時期に伐採するものとする。

なお、立木の伐採の標準的な伐採方法において、以下のアからオまでに留意して行うものとする。

ア 森林の生物多様性の観点から、野生生物の営巣地等の重要な空洞木について、保残等に努める。

イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間の距離として少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

エ 林地の保全、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置するものとする。

オ 高性能林業機械等による伐採・搬出に当たっては、「環境に配慮した高性能林業機械の作業システム指針」（平成20年3月宮崎県環境森林部）及び「宮崎県伐採、搬出及び再造林ガイドライン（平成30年11月28日宮崎県森林経営課）」に基づき、地形、地質等を十分考慮し、山地の崩壊や土砂の流出などの災害の未然防止を図るよう留意するものとする。

3 その他必要な事項

伐採しようとする森林の隣接地に、人家や公共施設等の重要保全対象のある場合等には、地形、地質等林地の状況を勘案した上で一定の保護樹帯を設置する等、大面積の皆伐を避けることとし、自然災害、人的災害等の各種災害が起因しないように伐採残木の処理を適切に行い、伐採跡地についても早期の更新に努めるものとする。

また、伐採に当たっては、事前に隣接所有者との境界確認を行い無断伐採を防止するとともに、森林法以外の許可や届け出が必要ではないか確認を行うものとする。

さらに、伐採箇所には、市町村森林整備計画に適合した伐採であることを地域住民に周知するため市が発行する伐採届旗等を掲示し、無断伐採の未然防止や植栽未済地の抑制を図るものとする。

② 「Ⅱ 森林の整備に関する事項」の「第2の1、2、3」をつぎのとおり変更する。

第2 造林に関する事項

造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新されるべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件等に応じて、人工造林又は天然更新によるものとする。特に、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新方法を選択し、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、人工造林によることとする。伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ることとする。

また、花粉の少ない森林への転換を図るため、花粉症対策に資する苗木の植栽、広葉樹の導入等に努めることとする。

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うものとする。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林に当たっては、適地適木を旨とし、郷土樹種も考慮に入れて、気候、地形、土壌等の自然条件等に適合するとともに、木材需要にも配慮した樹種を選定することとする。

また、伐採が終了しておおむね2年以内に、効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、現地の状況に応じた本数の苗木を植栽することとし、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとする。

なお、苗木の選定については、成長に優れた特定苗木等や少花粉スギ等の花粉症対策に資する苗木の増加に努めることとする。

広葉樹造林に当たっては、「宮崎県における広葉樹等の造林に関する調査報告書（1996年3月宮崎県林業総合センター）」等を参考として、地域の自然条件等に適合した樹種を選定するものとする。

区 分	針広葉樹別	樹 種 名
人工造林の 対象樹種	針葉樹	スギ、ヒノキ、クロマツ、カヤ、モミ、イチヨウ、イヌマキ
	広葉樹	クヌギ、ナラ、カシ類、ケヤキ、ホオノキ、ヤマグワ、センダン、クスノキ、タブノキ、シイノキ、マテバシイ、ミズメ、ヤマザクラ、イヌエンジュ、クリ、カエデ類

上記以外の樹種を選定する場合は、森林総合監理士（フォレスター）や林業普及指導員又は当市の林務担当部局等と相談のうえ、適切な樹種を選定することとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

植栽本数については、施業の効率化や地位等の自然条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定要件を勘案して、仕立ての方法別に1ヘクタール当たりの標準的な植栽本数を植栽するものとする。また、活着が良く成長に優れた特定苗木等による低密度植栽に努める。

複層林化を図る場合の樹下植栽については、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽するものとする。

樹種	仕立て方法	植栽本数 (本/ha)	備考
スギ	中庸仕立て	2,000 ~ 3,000	
ヒノキ	中庸仕立て	2,500 ~ 3,500	
クヌギ	中庸仕立て	3,000 ~ 3,500	

ここに定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、森林総合監理士（フォレスター）や林業普及指導員又は当市の林務担当部局等と相談の上、適切な植栽本数を選定することとする。

イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地ごしらえの方法	伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理することや、林地の保全に配慮するものとする。 また、高性能林業機械による伐採・搬出作業を同時並行して地拵えや植栽を行う伐採と造林の一貫作業システムの導入など作業工程の効率化に努めるものとする。
植え付けの方法	気候その他の自然条件、既往の植付け方法等を勘案して植付け方法を定めるとともに適期に植え付けるものとする。 また、施業の効率化や植栽時期の自由度が高いコンテナ苗の活用についても取り組むものとする。
植栽の時期	苗木の活着と成長が図られるよう、適期、通常は春に植栽するものとする。 なお、コンテナ苗については、その特性から植栽時期の分散を推進するものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、3に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林の更新など、人工造林による更新は、皆伐による伐採跡地については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新を完了するものとする。

択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を越えない期間に更新を完了するものとする。

なお、保安林にあっては、その保安林に定める指定施業要件に従い植栽するものとする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等から見て、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うものとする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	「宮崎県天然更新完了基準」（平成19年10月宮崎県環境森林部、附属資料2、以下「天然更新完了基準」という。）によるものとする。
ぼう芽による更新が可能な樹種	天然更新完了基準によるものとする。

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
天然更新完了基準によるものとする。	天然更新完了基準によるものとする。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	タケやササの繁茂、粗腐植の堆積等により更新が困難な箇所は、かき起こし、枝条整理を行うものとする。
刈出し	タケやササ、シダなどの下層植生により天然稚樹の育成が阻害されている箇所は、刈り払いを行うものとする。
植込み	天然更新が不十分な箇所について行うものとする。樹種は林地の気候、地形、土壌条件、既存の成林の生育状況、地域の経済条件等を考慮し、あわせて上層木の密度、耐陰性に配慮し適正なものを選定するものとする。植栽本数は、天然稚樹の生育状況に勘案して決めるものとする。
芽かき	萌芽更新した芽のうち成長が良いもの2～3本立ちを基準とし、残りは間引くものとする。

ウ その他天然更新の方法

天然更新の完了確認については、天然更新完了基準で定める方法により行うものとし、更新が完了していないと判断される場合には植栽等により確実に更新を図るものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地の荒廃を防止するため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を越えない期間に更新を完了するものとする。

なお、更新が完了していないと判断される場合には、植え込み等により確実に更新を図るものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な更新樹

種の立木の生育状況、林床や地表状況、病虫獣害などの被害の発生状況、当該森林及び近隣の森林における主伐箇所天然更新の状況その他の自然条件及び森林の早期回復に対する社会的要請等を勘案して定めるものとする。

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

地域森林計画で定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針」に基づき、主伐後の適確な更新を図るため、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲 100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本とする。

ただし、IVの1の保健機能森林の区域内であって森林保健施設の設置が見込まれるものは除く。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森 林 の 区 域	備 考
該当なし	

③ 「Ⅱ 森林の整備に関する事項」の「第3の3」をつぎのとおり変更する。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準
間伐及び保育は、これまで造成してきた人工林を健全な状態維持していく上で必要不可欠な作業である。このため、地形、気象等の自然条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請等を勘案し、間伐及び保育に関する事項を定めるものとする。

3 その他必要な事項

上記1及び2によるほか、特に次に示す点に留意することとする。

○ 間伐

林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになり、うっ閉（樹冠疎密度が10分の8以上）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採するもので、伐採率（材積率）は35%以下であり、かつ、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年後にその樹冠疎密度が10分の8以上に回復するよう行うものとする。

路網整備の遅れにより間伐が十分に実施されていない地区の人工林については風害に留意し、間伐の繰り返し期間を5年程度として、実施することとする。

間伐に当たっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、適切な伐採率により繰り返し行う。特に高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意する。また、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努める。

○ 下刈

標準的な方法に示す林齢を超える森林についても、植生の繁茂状況に応じて追加して行うこととする。また、雑草木の繁茂が著しく、造林木の成長に悪影響を及ぼす場合は、2回刈りを行うものとする。

○ つる切り

つる類の繁茂の著しい、沢沿いの箇所については、必要に応じ、2から3年までの間に1回、立木の生育に支障をきたさないよう実施すること。

○ 除伐

目的外樹種であっても、その生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案し、有用樹種は保存し育成するものとする。

○ 鳥獣被害対策

鳥獣被害対策については、野生鳥獣による樹木等の被害が見込まれる森林において、目的樹種の成長を阻害する野生鳥獣を防除するため、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備や捕獲等を行うこととする。

局地的森林の生育状況の差違等を踏まえ、必要に応じて、1又は2の「標準的な方法」に従って間伐又は保育を行ったのでは十分に目的を達成することができないと見込まれる森林については、生育状況に応じた間伐又は保育の方法を決定するものとする。

⑤ 「Ⅱ 森林の整備に関する事項」の「第4の2」をつぎのとおり変更する。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等との開設状況や経営管理実施権の設定見込み等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が高い森林で、自然条件及び社会条件等から一体として森林施業を行うことが適当とめられる森林など木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業をすべき森林について、必要に応じて定めるものとする。

この際、区域内において1の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めるものとする。

具体的には、森林毎の地位指数と地利級によって算定された1等地及び2等地に区分された森林を区域として設定するものとする。

地位	地 利		
	200m以内	200m～500m	500m以上
1	1等地	1等地	2等地
2	1等地	2等地	3等地
3	2等地	3等地	3等地

地位：土壌型や表層地質、標高等を基礎にスコア表を作成し判定

地利：路網からの距離から3つに区分

また、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」として、必要に応じて定めるものとする。この際、人工林を中心とした林分であるなど周囲の森林の状況を踏まえるとともに、災害が発生するおそれのある森林を対象としないよう十分に留意するものとする。

具体的には、林班単位で人工林が過半、かつ、木材等生産機能がHの森林が過半、かつ、林班の傾斜区分の平均が緩又は中、かつ、路網等からの距離が200m未満の森林等から設定するものとする。ただし、災害が発生する恐れのある森林を除く。

(2) 施業の方法

森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

また、計画的な伐採と植栽による確実な更新を推進し、多様な木材需要に応じた持続的な木材生産が可能となる資源構成になるよう努めることとする。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として皆伐後には植栽による更新を行うこととする。

【別表 1】

区 分	森 林 の 区 域	面 積 (ha)
水源の養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	串間市森林整備計画 概要図に図示	1342.38
水源の養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林に準じる森林	該当なし	
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	串間市森林整備計画 概要図に図示	600.73
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	串間市森林整備計画 概要図に図示	29.63
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	串間市森林整備計画 概要図に図示	1212.17
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	串間市森林整備計画 概要図に図示	13797.39
特に効率的な施業が可能な森林	該当なし	

【別表 2】

施 業 の 方 法	森 林 の 区 域	面 積 (ha)
伐期の延長をすべき森林	標準伐期齢+10年	別表2-1に記載 1285.37
	標準伐期齢+5年	該当なし
長伐期施業を推進すべき森林	別表2-2に記載	1791.45
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	該当なし
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	該当なし	

施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
	-17,177-エ-18,177-エ-18-1,177-エ-18-2,177-エ-19,177-エ-19-1,177-エ-19-2,177- エ-20,177-エ-20-1,177-エ-21,177-エ-22,177-エ-23,178-ア-10,178-ア-11,178-ア -12,178-イ-1,178-イ-2,178-イ-3,178-イ-4,178-イ-5,178-イ-6,178-イ-7,178-イ -8,178-イ-9,178-イ-10,178-イ-11,178-イ-12,178-イ-13,178-イ-14,178-イ-15,178-イ -15-1,178-イ-16,178-イ-17,178-イ-18,178-イ-19,178-イ-20,178-イ-21,178-イ -21-1,178-イ-21-2,178-イ-21-3,178-イ-21-4,178-イ-21-5,178-イ-22,178-イ -22-1,178-イ-23,178-イ-24,178-イ-25,178-イ-25-1,178-イ-26,182-ア-1,182-ア -2,182-ア-3,182-ア-4,182-ア-5,182-イ-1,182-イ-2-1,182-イ-2-3,182-イ-3,182-イ -4-1,182-イ-4-2,182-イ-4-3,182-イ-6,182-イ-7,182-イ-8,182-イ-9,182-イ-10,182-イ -11,182-イ-12,182-イ-12-1,182-イ-13,182-イ-14,182-イ-15,182-ウ-1,182-ウ -1-1,182-ウ-1-2,182-ウ-1-3,182-ウ-2,182-ウ-3,182-ウ-4,182-ウ-5,182-ウ-6,182-ウ -7,182-ウ-8,182-ウ-8-1,182-ウ-9,182-ウ-10,182-ウ-11,182-ウ-12,182-ウ -12-1,182-ウ-13,182-エ-6,182-エ-7,182-エ-8,182-エ-8-1,182-エ-9,182-エ -9-1,182-エ-9-2,183-ア-1,183-ア-2,183-ア-3,183-ア-4,183-ア-5-1,183-ア-6,183-ア -7,183-ア-8,183-イ-10,183-イ-10-1,183-ウ-1,183-ウ-2,183-ウ-3,183-ウ-4,183-ウ -7,183-ウ-8,186-ウ-1,186-ウ-5,186-ウ-6,186-ウ-7-1,186-ウ-7-2,188-イ-20-2,189- カ-12,203-ア-3-1,203-ア-10,203-ア-20,203-ア-22,203-イ-1,203-イ-2,203-イ -2-1,203-イ-2-2,203-イ-2-3,203-イ-2-4,203-イ-37,12-イ-20,12-イ-21,12-イ -24-1,12-イ-27,12-イ-28,12-イ-29,12-ウ-3,12-ウ-4,12-ウ-14,12-ウ-16,12- ウ-23,12-ウ-29,12-カ-20,16-ア-51,16-イ-15-1,16-イ-15-7,16-イ-15-12,16- イ-15-13,16-イ-15-15,16-イ-15-11,16-イ-58,16-イ-15-6,17-ア-31,19-ア-2, 20-エ-69,20-ケ-32,23-イ-2,23-イ-3,25-ア-6,26-ア-13,26-ア-14,26-ウ-31-1, 30-オ-32,36-ア-16,36-ア-17,36-ア-30,36-イ-34,36-オ-11,36-オ-11-1,36-カ -23,36-カ-50-1,36-キ-6,37-イ-28,37-キ-14,37-キ-15,38-イ-16,38-イ-40, 42-イ-3,42-イ-8,42-イ-21,42-イ-22-1,42-イ-27-1,42-イ-50-1,43-ア-16-2, 43-イ-35,47-オ-15,47-オ-28-2,47-オ-28-3,47-カ-10-2,47-カ-22-1,47-カ -17-1,47-カ-29-1,48-オ-2,48-オ-7,48-オ-5,48-オ-13,48-オ-15,48-オ -23-1,49-イ-8-6,49-イ-8-7,49-イ-25-5,49-ウ-1-2,49-ウ-37,49-ウ-40,49-ウ -41,51-ア-78-1,52-イ-20,53-ケ-20,56-イ-1,56-イ-66,56-ケ-24,73-イ-28, 92-イ-43,92-イ-53,92-イ-58,94-ア-23,97-イ-2,97-ウ-42,98-イ-5,98-イ-22, 98-イ-25,98-エ-12,99-イ-23,99-イ-29,99-イ-31,99-イ-32,99-ウ-12-1,99-ウ -12-2,99-ウ-13,99-オ-13,118-ア-7,118-ア-20,118-ア-30,118-ア-31,118-ア -50,126-エ-1-2,126-エ-2-2,127-エ-1,127-エ-5,149-ア-1,149-ウ-4,173-カ -8,173-カ-14,173-キ-2-2,174-ア-5-1,174-ア-5-2,174-ア-5-3,175-ア-12, 175-ウ-3-1,177-ウ-3,177-ウ-6-1,188-エ-20,189-ケ-8,193-ア-4,194-イ-18, 149-エ-3,149-エ-4,149-エ-5,149-エ-6,149-エ-7,149-エ-14,149-エ-17,149-エ -18,36-オ-6,41-エ-35,41-エ-50,41-エ-49,57-キ-7,57-キ-7-1,57-キ-8,57-キ -8-1,57-キ-9,57-キ-18-4,57-キ-13-1,57-キ-15,57-キ-18-1,57-キ-19,57-キ -19-1,57-キ-20-1,57-キ-21,57-キ-21-1,57-キ-22,57-キ-48,57-キ-11-2,57- キ-12,57-キ-12-1,57-キ-18,73-オ-19-4,73-オ-19-5,73-オ-19-6,73-オ-19-7, 73-オ-19-11,73-オ-19-12,73-オ-20,73-オ-20-1,73-オ-20-2,73-オ-20-3,73- オ-20-6,73-オ-20-7,95-ア-2,95-ア-3,95-ア-4,95-ア-5,95-ア-6,95-ア-7,95- ア-8,161-エ-14,161-エ-15,161-エ-16,161-エ-17,161-エ-4,161-エ-9,162-ア -8,162-ア-12-1,162-ア-13-2,162-ア-19,162-ア-20,152-ウ-34,152-ウ-34-1, 152-ウ-36,127-ウ-3,127-ウ-5,127-ウ-6,126-エ-3,126-エ-6,127-ア-19,175-ウ -9,175-ウ-9-1,175-ウ-18-1,189-キ-21-2,189-キ-22,189-キ-23,189-キ-25, 175-ウ-18-2,183-ア-5-1,183-ア-5-5,189-ケ-4,189-オ-8,189-オ-9,189-オ -12,189-オ-12-1,189-ケ-1,189-ケ-2,189-ケ-5,189-ケ-7-1,36-オ-4-9,187-イ	

施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
	<p>-36、126-ウ-18、126-ウ-18-5、99-カ-18、183-ア-5-1、183-ア-5-5、44エ11、45-イ-20、45-イ-21、45-イ-22、45-イ-22-1、45-イ-22-2、45-イ-23、45-イ-23-1、45-イ-24、45-イ-25、45-イ-25-1、45-イ-26、45-イ-26-1、45-イ-26-2、45-イ-28、45-イ-28-1、45-イ-29、45-イ-29-1、45-イ-29-2、45-イ-29-5、45-イ-30、45-イ-33、45-イ-34-1、45-イ-37、45-イ-37-1、45-イ-38、45-イ-38-1、45-イ-38-2、45-イ-39、45-イ-41、45-イ-41-3、45-イ-42、45-イ-42-1、45-イ-43、45-イ-44、45-イ-45、45-イ-45-1、52-オ-10、36-ア-24、56-オ-15-1、48-イ-8、48-イ-8-1、53-ク-28、53-ク-28-1、56-ク-35、48-ア-8、48-イ-16、50-カ-12、50-カ-13、50-カ-13-1、50-カ-14、50-カ-18、50-カ-22、50-カ-23、50-カ-25、52-イ-8、52-イ-9-1、52-ア-7、52-ア-8、52-ア-10、52-ア-11-1、52-ア-12、52-ア-13、52-イ-5、52-イ-6、48-ウ-30、48-ウ-39、48-ウ-40、46-ア-1、48-ア-2、48-ア-2-1、48-ア-5、48-ウ-15、48-ウ-22、48-ウ-33、48-ウ-33-1、48-ウ-32、48-ウ-30-2、48-ウ-30-3、48-ウ-40-1、48-ウ-40-2、48-ウ-43、48-ウ-44、48-ウ-50、52-イ-4-2、52-イ-4-3、52-イ-4-4、48-ウ-30-1、48-ウ-41、48-ウ-41-3、52-ア-2-1、52-ア-5、48-ア-16、48-ア-16-1、48-ア-16-2、48-ウ-19、48-ア-9、48-ア-9-1、48-ア-10-1、48-ア-13、48-イ-5、48-ウ-37、48-ウ-41-1、48-ア-12、48-ア-15、48-ア-15-1、48-ア-15-2、48-ウ-35、48-ウ-36、48-ウ-36-1、56-オ-13、56-オ-14、56-オ-15、56-オ-18、56-オ-23、53-ケ-27-1、53-ケ-27-2、53-ケ-29-1、53-ケ-30、53-ケ-31、53-ケ-32、53-ケ-32-1、53-ケ-33、54-ア-1、54-ア-3-2、52-キ-49、50-カ-17、52-ア-8-1、52-ア-9-1、51-ア-61-2、51-ア-61-3、51-ア-105-4、51-ア-105-7、53-ク-32-1、53-ケ-8、78-エ-28、101-ア-50-1、160-オ-2、160-オ-3、160-オ-4、160-カ-1、160-カ-2、160-カ-3-1、160-カ-4-1、160-カ-5、160-カ-9、160-カ-10-1、160-カ-11、160-カ-15、160-カ-16、160-カ-16-1、160-カ-17、160-カ-18、160-カ-19-1、160-カ-19-2、160-カ-20、160-カ-20-121、160-カ-21-1、160-カ-22、160-カ-23-2、160-カ-24-2、152-イ-17、152-イ-17-1、154-ウ-14、152-ウ-5-3、149-イ-1、149-イ-1-1、149-イ-1-2、149-イ-2、149-イ-2-1、149-イ-2-2、149-イ-3、149-イ-4、149-イ-4-1、149-イ-4-2、149-イ-5、149-イ-5-1、149-イ-6、149-イ-6-1、149-イ-6-2、149-イ-7、149-イ-8、149-イ-9、149-イ-11-2、149-イ-12-1、149-イ-13、149-イ-13-1、149-イ-14-1、149-イ-14-2、149-イ-15-1、149-イ-16、149-イ-17、149-イ-17-1、149-イ-18-2、149-イ-20、149-イ-20-1、149-イ-20-2、149-イ-21、149-イ-21-1、149-イ-22、149-イ-22-1、149-イ-23、149-イ-23-1、149-ウ-3、149-ウ-8、149-ウ-9、160-イ-5、160-イ-5-1、160-イ-6、160-イ-7、160-イ-8、160-イ-9、160-イ-11、160-イ-12、160-イ-12-1、160-イ-13、160-イ-14-1、153-エ-2、153-エ-2-1、153-エ-3、153-エ-4、153-エ-5、153-エ-7、153-エ-7-1、154-ア-2、154-ア-2-1、154-ア-2-2、154-ア-2-3、154-ア-3、154-ア-4、154-ア-5、154-ア-5-1、154-ア-6-2、153-オ-9、153-オ-11、153-オ-15、152-ウ-31、153-オ-19、154-ア-8、154-ア-8-3、154-ア-9、154-ア-9-1、154-ア-10、152-ウ-6-1、152-ウ-33、182-エ-9、182-ア-5、189-イ-2、188-ア-11、188-ア-18、27-ア-10、27-ア-11、27-ア-9、56-ク-37、48-ウ-47、48-ウ-48、48-ウ-49、52-ウ-7、46-ア-2、48-ア-1、48-ア-4、48-イ-37、48-イ-41-1、48-ア-11、48-ア-7、54-ア-3-1、50-ア-9、55-カ-5-4、53-ク-32、101-ア-48、152-ウ-5、153-エ-2-2、182-エ-5、177-ア-8、41-エ-43、57-キ-13、57-キ-20、57-キ-13、57-キ-11、73-オ-3、162-ア-12、175-ウ-2、175-ウ-3、175-ウ-4、27-オ-1-1、27-オ-5、36-オ-4、36-オ-4-5、27-ウ-63、41-エ-14、41-エ-15、41-エ-18、41-エ-19-1、41-エ-21、41-エ-22、41-エ-23、41-エ-23-1、41-エ-30、41-エ-37、41-ウ-67、56-イ-7、56-イ-9、61-ア-32、61-ア-32-1、61-ア-31、64-ウ-23、64-ウ-23-1、64-エ-31、64-ウ-33-2、64-ウ-34-1、99-エ-20、99-エ-20-1、99-カ-21、99-カ-19、99-カ-20、99-カ-2、91-イ-48、91-イ-49、91-イ-50、91-イ-51、91-イ-52、91-イ-53、91-イ-55、95-ウ-26、95-ウ-29、95-ウ-31、95-ウ-34、95-ウ-34-2、95-ウ</p>	

施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
	<p>-35、129-ア-5、129-ア-5-4、163-ア-6、163-ア-6-1、163-ア-7、163-ア-7-1、163-ア-8、163-ア-8-1、163-イ-1、163-イ-2、163-イ-3、163-イ-3-1、163-イ-4、163-イ-4-1、163-イ-5、163-イ-5-1、163-イ-6、163-ウ-5-3、203-イ-1-1、187-イ-21、187-イ-23、187-イ-25、187-イ-36、203-イ-1-2、186-イ-32、186-イ-27、186-ア-19、186-ア-20、186-ア-17、186-ア-18、186-ア-18-1、186-ア-15、186-ア-16、186-ア-3-5、180-エ-5、180-エ-6、180-エ-7、180-エ-8、180-エ-9、180-エ-2、180-エ-1、187-イ-37、186-ア-21、186-ア-23、173-ア-50、193-ウ-22、193-ウ-23、193-ウ-25、193-ウ-36、193-ウ-37、193-ウ-41、193-ウ 41-1、193-ウ-42、193-ウ-43、193-ウ-44、193-ウ-44-1、192-イ-1-1、193-ウ-27、193-ウ-30、193-ウ-32-1、186-ア-18-2、36-オ-5、36-オ-6、36-オ-6-1、36-カ-9、36-カ-10、36-カ-11、36-カ-11-1、36-カ-22、36-キ-1、36-キ-1-5、36-キ-1-4、36-キ-2、36-キ-7、36-キ-12、36-キ-12-1、56-イ-1-1、56-イ-2、56-イ-3、56-イ-4-1、56-イ-6-1、56-イ-14、56-ケ-36-4、56-ケ-41、56-ケ-44、56-ケ-46、56-ケ-48、56-ケ-49、56-ケ-51-2、56-ケ-53、56-ケ-55-1、57-キ-9-1、57-キ-10、57-キ-11、194-イ-12、194-イ-13、194-イ-18-2、194-イ-25、194-イ-26、194-イ-26-1、194-イ-27、194-イ-29、194-イ-30、194-イ-30-1、194-イ-31、194-イ-31-1、194-イ-32、194-イ-33、194-イ-33-1、194-イ-36、194-イ-37-1、194-イ-38、194-イ-39、194-イ-40、194-ウ-1、194-ウ-2、194-ウ-3、194-ウ-4、194-ウ-7、194-ウ-8、194-ウ-9、194-ウ-1、194-ウ-13、194-ウ-13-1、194-ウ-14、194-ウ-14-1、76-イ-8、76-イ-9、76-イ-10、76-イ-14、76-イ-15、76-イ-16、76-イ-18、76-イ-19、76-イ-20、76-イ-21、76-イ-21-1、76-イ-22、76-イ-23、76-イ-24、76-イ-33、76-イ-34、76-イ-38-1、76-ウ-2、76-ウ-3、76-ウ-4、76-ウ-6、76-ウ-7、76-ウ-8、76-ウ-9、76-ウ-10、76-ウ-12、76-ウ-16-1、118-ア-20、78-キ-1、78-キ-2、78-キ-4、78-キ-5、78-キ-6、78-キ-7、78-キ-8、78-キ-9、78-キ-10、78-キ-11、78-キ-12、78-キ-13、78-キ-14、78-キ-15、78-キ-17、78-キ-17-1、78-キ-26、78-キ-27、27-オ-1、37-エ-27-1、37-エ-29、37-オ-18、37-オ-20、57-イ-43-1、57-イ-43、57-イ-31-1、57-イ-21、46-エ-13、46-エ-14、46-エ-5、46-エ-6、46-エ-3、46-エ-12、46-エ-17、46-エ-17-1、46-エ-17-2、46-エ-19、46-エ-9、46-エ-10、46-ウ-6-1、46-ウ-5、59-ウ-27、59-ウ-26、59-ウ 25、59-ウ-24、59-ウ-24-1、59-ウ-40-3、59-ウ-23-1、59-ウ-20、59-ウ-20-1、59-ウ-20-2、59-ウ-20-3、59-ウ-31、59-ウ-19-1、59-ウ-19、59-ウ-18、27-イ-74、31-ア-32-1、36-オ-4-4、36-オ-11-4、36-カ-16、36-キ-2-1、36-キ-1-2、41-エ-37、41-エ-46、41-エ-31、41-エ-48、41-エ-33、41-キ-21、42-イ-4、45-ア-1、48-ア-7-1、48-ア-8-1、48-イ-13-1、48-イ-13-2、48-イ-17、48-イ-9、48-イ-6、48-イ-14、48-イ-15、48-イ-18-1、48-イ-14-1、48-イ-47-1、48-イ-48、48-イ-48-1、48-イ-49、48-イ-49-1、48-ウ-17-1、48-ウ-21、48-ウ-25、48-ウ-47-2、48-ウ-29-1、48-ウ-32-2、48-ウ-12、48-ウ-17、48-ウ-46、48-ウ-49-3、48-ウ-20、48-ウ-8-1、48-ウ-52、48-ウ-25-1、48-ウ-18、48-ウ-47-3、48-エ-11、48-エ-35、48-オ-10、48-オ-18、52-エ-7-1、53-ク-30-1、56-イ-53、56-イ-48、56-イ-41、61-ア-38-3、61-ア-38-1、61-ア-38、61-ア-37、61-ア-32、61-イ-16-1、61-イ-17、73-オ-20-5、104-オ-27、126-ウ-9-1、128-ウ-8-2、128-エ-1、128-エ-3、152-イ-17-2、152-イ-17-3、152-ウ-30-1、152-ウ-33-1、152-ウ-33-2、152-ウ-34-3、152-ウ-34-4、152-ウ-34-5、152-ウ-36-1、152-ウ-36-2、152-ウ-36-3、152-ウ-36-4、152-ウ-36-5、153-ア-1-1、153-エ-21-1、153-エ-22、153-エ-22-1、153-エ-2-3、153-エ-3-1、153-エ-3-2、153-エ-4-1、153-エ-7-2、153-オ-18、153-オ-19-1、154-ア-8-4、154-ア-2-4、154-ア-2-5、154-ア-2-6、154-ア-5-2、154-ア-6-3、154-ア-6-4、154-イ-13-1、154-イ-8-2、154-ウ-10-1、154-ウ-5、154-ウ-4-1、154-ウ-5-1、154-ウ</p>	

施 業 の 方 法	森 林 の 区 域	面 積 (ha)
	-4-2、154-ウ-3-1、154-ウ-2-2、154-ウ-9-2、154-ウ-1、154-ウ-1-1、154-ウ-11-1、154-ウ-13-3、154-ウ-34-6、154-ウ-6-3、157-イ-17-1、162-ア-8-1、162-ア-19-1、162-ア-20-1、175-ア-2-2、189-オ-13、189-キ-21-1、189-ク-6、193-ウ-46、194-ウ-9-1、197-イ-20-5、182-ウ-1-4、78-オ-4、78-オ-10、78-オ-11、78-オ-15、78-オ-16、78-オ-17、78-オ-19、78-オ-33、78-オ-34、78-オ-35、78-オ-36、78-オ-37、78-エ-35、78-オ-9、78-エ-36、78-エ-37、78-オ-9、136-ア-14、136-ア-19、136-ア-18、136-ア-20、136-ア-25、136-ア-26、136-ア-38、136-イ-12、136-イ-15-1、136-イ-17-1、66-イ-28-1、66-イ-33-1、66-イ-34、66-イ-43、73-カ-14、162-イ-1、162-イ-2、162-イ-5、183-エ-1、183-エ-1-1、183-エ-1-8、183-エ-6-2、183-エ-6-3、184-オ-4-2、184-オ-5、184-オ-6-1、189-エ-7、189-エ-14-1、189-エ-16	

【別表2-2】

<p>長伐期施 業を推進 すべき森 林 (標準伐期 齢×2× 0.8以上)</p>	<p>6-ア-1、6-ア-2、6-ア-3、6-ア-4、6-ア-6、6-ア-7、6-ア-8、6-ア-9、6-ア-10、6-ア-11、6-ア-12、6-ア-13、6-ア-14、6-ア-15、6-ア-16、7-ア-1、7-ア-2、7-ア-3、7-ア-4、7-ア-5、7-ア-6、7-ア-7、7-ア-8、7-ア-9、7-ア-10、7-ア-11、7-ア-11-1、7-ア-12、7-ア-12-1、7-ア-12-2、7-ア-13、7-ア-13-1、7-ア-13-2、7-ア-14、7-ア-14-1、7-ア-15、7-ア-15-1、7-ア-16、7-ア-17、7-ア-18、7-ア-19、7-ア-20、7-ア-21、7-ア-21-1、7-ア-22、7-ア-22-1、7-ア-22-2、7-ア-22-3、7-ア-23、7-ア-24、7-ア-25、7-ア-26、8-ア-1、8-ア-2、8-ア-2-1、8-ア-2-2、8-ア-3、8-ア-4、8-ア-4-1、8-ア-5、8-ア-6、8-ア-7、8-ア-7-1、8-ア-8、8-ア-9、8-ア-10、8-ア-10-1、8-ア-11、8-ア-11-1、8-ア-12、8-ア-12-1、8-ア-12-2、8-ア-13、8-ア-13-1、9-ア-1、9-ア-1-1、9-ア-1-2、9-ア-2、9-ア-2-1、9-ア-2-2、9-ア-2-3、9-ア-3、9-ア-4、9-ア-4-1、9-ア-5、9-ア-5-1、9-ア-5-2、9-ア-5-3、9-ア-5-4、9-ア-5-5、9-ア-5-6、9-ア-5-7、9-ア-6、9-ア-6、9-ア-6-1、9-ア-6-2、9-ア-6-2、9-ア-7、10-ア-1、10-ア-2、10-ア-4、10-ア-5、10-ア-6、10-ア-7-1、10-ア-7-3、10-ア-7-4、10-ア-8、10-ア-9、10-ア-11、10-ア-12、10-ア-12-1、10-ア-16、12-ケ-17-1、13-イ-22、13-イ-23、13-イ-24、14-イ-58、14-イ-75-1、14-イ-76、14-イ-77、14-イ-78、14-イ-79、14-イ-79-1、14-ウ-1、14-ウ-1-1、14-ウ-2、14-ウ-2-1、14-ウ-3、14-ウ-3-1、14-ウ-4、14-ウ-6、14-ウ-6-1、14-ウ-28、14-ウ-29、14-ウ-30、14-ウ-31、14-ウ-32、14-ウ-33、15-ア-31、15-ア-31-2、15-ア-32、15-ア-32-1、15-ア-33、15-ア-33-1、15-ア-34-1、15-ア-35、15-ア-35-1、15-ア-36-1、15-ア-37-1、15-ア-38-1、15-ア-39-1、15-ア-40-2、15-ア-40-3、15-ア-42-1、15-ア-43-1、15-ア-44-1、15-ア-45-1、15-ア-50、15-イ-13、16-イ-1、16-イ-1-2、16-イ-10、16-イ-11、16-イ-12、16-イ-12-1、16-イ-13、16-イ-14、16-イ-53-1、16-イ-54-1、16-イ-57、16-イ-58、16-エ-3-1、16-エ-5、16-エ-6、16-エ-7、16-エ-7-1、16-エ-8、19-イ-16-2、19-イ-20、20-イ-22-2、20-ク-6、20-ク-7、20-ク-8、20-ク-9、20-ク-10、20-ク-10-1、20-ク-11、20-ク-12、20-ク-13、20-ク-14、20-ク-15、20-ク-16、20-ク-17、20-ク-18、20-ク-19、20-ク-20、20-ク-21、20-ク-23、20-ク-25、20-ク-26、20-ク-27、20-ク-28、20-ク-28-1、20-ク-29、20-ク-30、20-ク-31、20-ク-32、20-ケ-1-1、20-ケ-3-1、20-ケ-4、20-ケ-5、20-ケ-6、20-ケ-7、20-ケ-8、20-ケ-9-1、20-ケ-10、20-ケ-10-2、20-ケ-11、20-ケ-12、20-ケ-13、20-ケ-14、20-ケ-15、20-ケ-16-1、20-ケ-17、20-ケ-18-1、20-ケ-19-1、20-ケ-20、20-ケ-21-1、20-ケ-22-1、20-ケ-36、20-ケ-39-1、20-ケ-45-1、20-ケ-46、20-ケ-47、20-ケ-48、20-ケ-49、20-ケ-50、20-ケ-51、20-ケ-52、20-ケ-53、20-ケ-54、20-ケ-55、20-ケ-56、20-ケ-57、20-ケ-58、20-ケ-59、20-ケ-60、20-ケ-61-1、20-ケ-62、20-ケ-64-1、20-ケ-66、20-ケ-101、23-エ-1、23-エ-4、23-エ-6、24-エ-33-1、24-カ-27、24-キ-20、24-キ-38、26-ア-5-1、26-ア-6-1、26-ア-7-1、26-ア-8、26-ア-9、26-ア-10、26-ア-12-2、26-ア-13-3、26-ア-19-1、26-ア-20-1、26-ア-34、27-エ-15-1、27-オ-31-1、27-オ-32、27-オ-33-1、27-オ-38、28-ア-11、28-ア-12、29-ア-14、29-ア-14-1、29-ア-19、29-ア-21、29-ア-22-1、29-ア-23、29-ア-24、30-ウ-8-1、30-ウ-91-1、30-ウ-92、30-ウ-94-1、30-ウ-95、30-ウ-111、30-エ-27、30-オ-119、32-ア-60、34-イ-5-1、34-イ-6、34-イ-6-1、34-イ-6-2、34-イ-6-3、34-イ-7-1、34-イ-9-1、34-イ-10、34-イ-30、34-イ-63-1、34-イ-67-1、34-イ-68-1、34-イ-69、34-イ-70-1、34-イ-71、34-イ-72-1、34-イ-80-1、34-イ-81、34-イ-82-1、34-イ-82-2、34-イ-83-4、34-イ-84-1、34-イ-85-1、34-イ-86-1、34-イ-87-1、34-イ-88、34-イ-89-1、34-イ-99-1、34-イ-101、35-ア-1-1、35-ア-2、35-ア-3-1、35-ア-4、35-ア-5-1、35-ア-6、35-ア-7、35-ア-8、35-ア-9、35-ア-10、35-ア-11-1、35-ア-12、35-ア-13、35-ア-14、35-ア-14-1、35-ア-15-1、35-ア-16、35-ア-17-1、35-ア-17-2、35-ア-18、35-ア-18-1、35-ア-19、35-ア-20、35-ア-20-1、35-ア-21、35-ア-21-1、35-ア-22、35-ア-23、35-ア-23-1、35-ア-24、35-ア-25、35-ア-26、35-ア-27、35-ア-28、35-ア-29、35-ア-30、35-ア-31、35-ア-32-1、35-イ-34-1、35-イ-43-1、35-イ-44-3、35-イ-44-4、35-イ-45-1、35-イ-48-1、35-イ-49-2、35-イ-70、35-イ-71、35-イ-72、35-イ-80、35-イ</p>	<p>1791.45</p>
---	---	----------------

-81、36-イ-39、37-キ-13-1、37-キ-14-1、37-キ-15-1、43-ア-17、43-ア-30、43-イ-20-1、43-イ-21-1、43-イ-21-3、43-イ-21-4、43-イ-22-1、43-イ-22-3、43-イ-32、43-イ-42、44-ア-1、44-ア-16-1、44-ア-17、44-ア-20-1、44-ア-22-1、44-ア-24-1、44-ア-42-1、44-ア-43-2、44-ア-66、44-ウ-4-1、44-ウ-5-1、44-ウ-6-1、44-ウ-7-1、44-ウ-8-1、44-ウ-11、45-ウ-6-1、45-ウ-8-1、45-ウ-10-1、45-ウ-11-1、45-ウ-12、45-ウ-13-1、45-ウ-14、45-ウ-15-2、45-ウ-16、45-ウ-17、45-ウ-18-1、45-ウ-20、45-ウ-21、45-ウ-22、45-ウ-23-1、45-ウ-24、45-ウ-25、45-ウ-25-1、45-カ-12、45-カ-13、45-カ-14、45-カ-15、45-カ-16、45-カ-17、45-カ-18、63-ア-3-3、63-ア-19、64-ウ-32、64-ウ-33、64-ウ-33-1、64-ウ-34、64-ウ-35、64-ウ-36、64-ウ-37、64-ウ-38、64-ウ-39、64-ウ-40、64-エ-1、64-エ-1-1、64-エ-2、64-エ-3、64-エ-4、64-エ-5、64-エ-6、64-エ-7、64-エ-8、64-エ-8-1、64-エ-8-2、64-オ-20-1、65-ア-16-2、65-ア-18-1、65-ア-21-2、65-ア-24、65-ア-25、65-ア-25-1、65-ア-26-1、65-ア-27-1、65-ア-29、65-イ-13、65-イ-13-1、65-イ-17、65-イ-18、65-イ-19、65-イ-20、65-イ-21、65-イ-22、65-ウ-2-1、65-ウ-3-1、65-ウ-4、65-ウ-5、65-ウ-6、65-ウ-7、65-ウ-68、67-イ-1-3、67-イ-1-4、68-ア-3-1、68-ア-4-1、68-ア-7-1、68-ア-8-2、68-ア-8-3、68-ア-9-3、68-ア-9-4、68-ア-9-5、68-イ-34-2、68-イ-35-2、70-ア-17、70-ア-18、70-イ-1、70-イ-1-1、70-イ-2、70-イ-3、70-イ-4、70-イ-4-1、70-イ-6、70-イ-7、70-イ-8、70-イ-9、70-イ-11、70-イ-13、70-イ-50-1、70-イ-50-2、70-イ-51、72-エ-6-1、72-エ-7-1、72-エ-8-1、72-エ-25-3、72-エ-26、72-エ-26-1、72-エ-26-3、72-エ-27、72-エ-27-2、72-エ-28-1、72-エ-28-2、72-エ-28-3、72-エ-32-1、72-エ-33-1、72-エ-34-1、72-エ-35、72-エ-36、72-エ-37、72-エ-38-1、72-エ-39、72-エ-40-1、72-エ-41、72-エ-46-1、72-エ-47-2、73-イ-17-3、73-イ-17-4、73-イ-18-1、73-イ-20-1、73-イ-22-1、73-イ-45、73-オ-19-4、73-オ-19-5、73-オ-19-6、73-オ-20-1、73-オ-20-2、73-オ-20-3、73-オ-20-4、73-オ-20-5、73-オ-23、73-オ-24、73-オ-24、73-オ-24-1、73-オ-24-2、73-オ-25、73-オ-26、73-オ-27、76-ア-33-1、76-ア-38-1、76-ア-39-1、78-ア-6-4、78-ア-7-1、78-ア-7-2、81-ア-37-1、81-イ-4-1、81-イ-5-1、81-イ-6、81-イ-35、81-ウ-29、85-イ-13-1、85-イ-14-1、85-イ-15-1、85-イ-17、91-ア-7-1、91-ア-9-1、91-ア-12-1、100-ケ-1、100-ケ-4、102-ア-11-2、102-ア-11-2、102-ア-14、102-ア-15、102-ア-15-1、103-ア-1-1、103-ア-5、103-ア-5-1、103-ア-6、103-ア-23、105-ア-1、105-ア-2、106-イ-1-1、106-イ-2-1、106-ウ-1-1、106-ウ-2-1、106-ウ-3-1、106-ウ-4-1、106-ウ-35、108-ア-78、108-ア-79、108-ア-80、108-エ-8、111-イ-22、111-イ-23、111-イ-24、111-イ-26-1、111-カ-6、111-カ-6-1、111-カ-10、112-イ-67、112-イ-73、112-イ-77、112-イ-79-1、113-ア-3、113-ア-4、113-ア-6、113-ア-7、113-ア-8、113-ア-9、113-ア-10、113-ア-11、113-ア-12、113-ア-14、114-ア-1、116-ア-3-1、116-ア-4-2、116-ア-5-3、116-ア-15-1、124-イ-3、124-ウ-1、124-ウ-1-1、124-ウ-1-2、124-ウ-2-1、124-ウ-4、125-イ-8、125-イ-9-1、125-イ-10-1、125-イ-11、125-イ-12-1、125-イ-13-1、125-イ-14、125-イ-15、125-イ-16-1、125-イ-23-1、125-イ-24-1、125-イ-25、125-イ-26-1、125-イ-27、125-イ-28、125-イ-29-1、125-イ-30、125-イ-31-1、125-イ-32、125-イ-33-2、125-イ-35-1、125-イ-37-1、125-イ-38-1、125-イ-39-2、125-イ-39-3、125-イ-40-2、125-イ-40-3、125-イ-40-4、125-イ-41-1、125-イ-42、125-イ-43、125-ウ-10、125-ウ-11、125-ウ-12、125-ウ-13、125-ウ-14、126-イ-2-1、126-イ-3-1、126-イ-3-2、126-イ-4、126-イ-5-2、126-イ-7-1、126-イ-8-1、126-イ-13-1、126-イ-14-1、126-イ-15、126-イ-16-1、126-イ-18、126-イ-21-1、126-イ-22-1、126-イ-23、126-イ-24-1、126-イ-25-2、126-イ-25-3、126-イ-30-4、126-イ-30-5、126-イ-31、126-イ-32-1、126-ウ-8、126-ウ-8-1、126-ウ-9、126-ウ-14、126-ウ-20、126-エ-5、126-エ-6-1、127-ア-8-1、127-ア-10-2、127-ア-11、127-ア-11-1、127-ア-13、127-ア-14、127-ア-15-1、127-ア-18、127-ア-19-1、127-イ-1、127-イ-2、127-イ-3、127-イ-4、127-イ-4-1、127-イ-5、127-イ-5-1、127-イ-5-2、127-イ-6、127-イ-7、127-イ-7-1、127-イ-8、127-イ-8-1、127-イ-9、

127-イ-10-1、127-イ-11、127-ウ-1、127-ウ-1-1、127-ウ-2、127-ウ-3、127-ウ-3-1、127-ウ-3-2、127-ウ-4、127-ウ-5、127-ウ-5-1、127-ウ-6、127-ウ-7、127-エ-1、127-エ-1-1、127-エ-2、127-エ-3、127-エ-4、127-エ-5、127-エ-6、127-エ-7、128-ア-10、128-ア-10-1、128-ア-11、128-ア-20、128-イ-19、128-イ-19-1、128-イ-19-2、128-イ-19-3、128-イ-20、128-イ-21、128-イ-22、128-イ-24、128-イ-25、128-イ-26、128-ウ-3、128-ウ-3-1、128-ウ-4、128-ウ-4-1、128-ウ-4-2、128-ウ-5、128-ウ-6、128-ウ-7、128-ウ-7-1、128-ウ-10、128-ウ-10-1、128-ウ-11、128-ウ-11-1、130-イ-9-1、130-イ-10-1、130-イ-10-2、130-イ-16-1、130-イ-17-1、130-イ-18-1、130-イ-32、130-イ-33-1、130-イ-34-1、130-イ-35、130-イ-36、130-イ-37、130-イ-38、130-エ-16-1、131-ア-1-1、131-ア-7-2、131-ア-10、131-ア-11-1、131-ア-13、131-ア-16-1、131-ア-17、131-ア-18-3、131-ア-18-4、131-ア-19、131-ア-19-2、131-ア-20、131-ア-20-2、131-ア-20-3、131-ア-21-1、131-ア-21-2、131-ア-22、131-ア-23、131-ア-24-2、131-ア-24-3、131-ア-25、131-ア-26、131-ア-27、131-ア-28、131-ア-29、131-ア-30-1、131-ア-31、131-ア-32-1、131-ア-35-1、131-ア-36、131-ア-37、131-ア-38、131-ア-39、131-ア-40-1、131-ア-41、131-ア-42、131-ア-43、131-ア-45、131-ア-46、131-ア-47、131-イ-1-2、131-エ-2-1、131-エ-3-1、131-エ-4-1、131-エ-5-1、131-エ-6-1、131-エ-7-1、131-エ-11、131-エ-18-1、131-エ-19、131-エ-20-1、131-オ-5、131-オ-11-1、131-オ-12-2、131-オ-13、131-オ-14-1、131-オ-17、131-オ-19、131-オ-20-1、131-オ-23-1、131-オ-26、131-オ-27-1、131-オ-28-1、131-オ-28-2、131-オ-30-1、131-オ-35、131-オ-37、131-カ-11、131-カ-17、131-カ-20、131-カ-21、131-カ-22、131-カ-23、131-カ-24、131-カ-25、131-カ-26、131-カ-27、131-カ-28-2、131-カ-28-3、131-キ-1-1、131-キ-2-1、131-キ-5、131-キ-6、131-キ-7-1、131-キ-7-2、131-キ-8-1、131-キ-9、131-キ-10、131-キ-11、131-キ-12、131-キ-13、131-キ-14、131-キ-15-1、131-キ-16-1、131-キ-20、131-キ-21、131-ク-13-1、132-ア-3-1、132-ア-4-1、132-ア-5、132-ア-6、132-ア-7-1、132-ア-8、132-ア-13-3、132-ア-13-4、132-ア-13-5、132-ア-14-1、132-ア-17、132-イ-4-1、132-イ-6-1、132-イ-7-1、132-イ-8、132-イ-9、132-イ-10-1、133-ウ-1-1、133-ウ-2、133-ウ-3-1、133-ウ-14、133-ウ-15、133-ウ-34、133-ウ-35-1、133-ウ-37、133-ウ-38、133-ウ-40、133-ウ-42-1、133-ウ-46-1、133-ウ-47-1、133-ウ-48、133-ウ-49、133-ウ-50、133-ウ-51、133-ウ-52-1、133-ウ-54、134-イ-1、134-イ-1-1、134-イ-1-2、134-イ-2、134-イ-3、134-イ-4-1、134-イ-5、134-イ-5-1、134-イ-6-1、134-イ-7-1、134-イ-8、134-イ-9、134-イ-11、134-イ-20-1、134-イ-21-1、134-イ-22-1、134-イ-38、134-オ-2、134-オ-4、134-オ-5、134-オ-6-2、134-オ-7-1、134-オ-8-1、134-オ-9-1、134-オ-10-1、134-オ-11-1、134-オ-13-1、134-オ-13-2、134-オ-14、134-オ-14-2、134-オ-15-1、134-オ-16-1、134-オ-18、135-ウ-1-1、135-ウ-2-1、135-ウ-3-1、135-ウ-4-1、135-ウ-5-1、136-ア-39-1、136-ア-41-1、136-イ-1、136-イ-2-1、136-イ-3-1、136-イ-5-1、136-イ-6-1、136-イ-7-1、136-イ-9-1、136-イ-10-1、136-イ-11、139-ア-32-1、143-ア-39、145-エ-11、145-エ-12、145-エ-14、145-オ-1、145-オ-1-1、145-オ-1-2、145-オ-1-3、145-オ-1-4、145-オ-2、151-ア-17-1、151-ア-20-1、151-ア-22、151-エ-38-1、151-エ-40、151-オ-3-1、151-オ-4-1、151-オ-7-1、151-オ-9、151-オ-10-1、151-オ-11-1、151-オ-12-1、151-オ-13-1、151-オ-16-1、151-オ-16-2、151-オ-17、151-オ-18、151-オ-19-1、151-カ-4-1、151-カ-6-1、151-カ-7、151-カ-8-1、151-カ-9、151-カ-10、151-カ-12-1、151-カ-14、151-カ-15、152-ア-1、155-ア-32-1、155-ア-35-1、155-イ-6、155-イ-7-1、155-イ-8-1、155-イ-9-1、156-オ-1-1、156-オ-2-1、156-カ-6-1、156-カ-7-1、156-カ-9-1、158-ア-6-1、158-ア-12-1、158-ア-13-2、158-ア-13-3、158-イ-3-1、158-イ-6-1、158-オ-2、158-カ-6、158-カ-15-1、158-カ-23、158-キ-4-1、158-キ-5-1、158-キ-10-2、159-ウ-18-1、159-エ-8-1、159-エ-10-1、161-ア-14-1、161-ア-14-2、161-ア-14-3、161-ア-15-1、161-ア-16、161-エ-5-1、161-エ-6-1、161-エ-7-1、161-エ-8-1、161-エ-9、161-エ-10、161-エ

	<p>-11、161-エ-12-1、161-エ-13-1、161-エ-14-1、161-エ-15-1、161-エ-16、161-エ-17-1、161-エ-18-1、162-ア-12-1、162-ア-19-1、162-ア-20-2、162-ア-20-3、162-ア-21、162-ア-22、162-ア-23、162-ア-23-1、164-ア-11-1、164-ア-25、165-ウ-1-1、165-ウ-2-1、165-ウ-3-1、165-ウ-4-1、165-ウ-23、165-ウ-24、165-ウ-24-1、165-ウ-25-1、165-ウ-26、165-ウ-27、165-ウ-28、165-ウ-29、165-ウ-30、166-ア-1、166-ア-1-1、166-ア-2、166-ア-2-1、170-ウ-24-1、170-ウ-25-1、170-エ-2-1、170-カ-4-1、170-カ-5-2、170-カ-9-1、170-カ-10-1、170-カ-11-2、170-カ-11-3、170-カ-11-4、170-カ-12-1、170-キ-4、170-キ-5、170-キ-6、170-キ-7、170-キ-8、170-キ-9、170-キ-10、170-キ-11、170-キ-12、170-キ-13、170-キ-14、170-キ-15、170-キ-16、170-キ-17、170-キ-20、170-キ-21、170-キ-22、170-キ-22-1、170-キ-23、171-ア-47、173-ア-48、173-イ-15-2、173-イ-16、173-イ-19-1、173-イ-21-1、173-ウ-8-1、173-ウ-14-1、173-オ-2-1、173-オ-3-1、173-オ-13、173-オ-13-1、173-オ-14、173-カ-7-2、173-カ-33、174-エ-12-1、174-エ-14-1、174-エ-15-1、174-エ-16-1、174-エ-17-1、174-エ-18-2、174-エ-18-3、174-エ-19-1、174-エ-22、174-エ-22-1、174-エ-23、174-エ-24-1、174-エ-25-1、174-エ-27-1、174-エ-28-1、174-エ-29-1、174-エ-30-1、174-エ-31-1、174-エ-32-1、174-ク-13-2、174-ク-13-3、174-ク-14-2、174-ク-14-3、176-エ-4-5、177-ア-4-6、177-ア-4-7、177-イ-1-4、177-イ-2-1、177-イ-2-3、177-イ-2-4、177-イ-4-1、177-イ-8、177-ウ-1、177-ウ-2、177-ウ-2-1、182-イ-2、182-イ-2-2、182-イ-5、183-イ-8、183-イ-8-1、183-イ-8-2、183-イ-9、183-ウ-5、183-ウ-6、183-エ-2、184-ア-17-1、189-エ-1-3、189-エ-1-4、189-エ-1-5、189-エ-2-1、189-カ-21-1、189-ク-10、189-ク-10、189-ク-11-1、189-ク-12-1、190-ウ-7-1、190-ウ-8、190-ウ-9-1、190-ウ-10-1、190-エ-15-1、190-エ-16-1、190-エ-17-1、190-エ-17-2、195-ウ-2、195-ウ-3、195-ウ-4-1、195-ウ-6、195-ウ-7-1、195-ウ-8-2、195-ウ-9-1、196-ア-32、196-ア-35、196-イ-1-1、196-イ-3、196-イ-4-1、196-イ-5-1、196-イ-6-1、196-イ-6-2、196-イ-7、196-イ-8-1、196-イ-10-1、196-イ-11、196-イ-15-2、196-イ-33、196-イ-39-1、201-イ-15、201-イ-16、201-イ-18、201-イ-32、201-イ-33、204-ア-3-1、204-ア-12-1、204-ア-13-1、204-ア-14-1、204-ア-15-1、204-ア-16、</p>	
<p>複層林施業を推進すべき森林</p>	<p>複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）</p>	<p>0</p>

「Ⅱ 森林の整備に関する事項」の「第5の1、2、3、4」をつぎのとおり変更し、「第5の4」のつぎに「第5の5」を次のとおり加える。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、施業集約化と長期施業受委託等に必要な森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体への委託を進めものとする。

その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、市町村による森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産課税台帳情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進するものとする。

このほか、施業集約化等を担う森林施業プランナーの育成を進めるものとする。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

不在村森林所有者を含む森林所有者に対する長期にわたる包括的な施業の委託等の働きかけ、森林施業プランナーの養成と併せて、森林所有者情報の共有化や森林GISを活用して、自ら森林施業ができない所有者情報を適確に把握し、施業又は森林経営の受託を促進するものとする。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林施業プランナーの養成と併せて、森林所有者情報の共有化や森林GISを活用して、自ら森林施業ができない所有者情報を適確に把握し、施業又は森林経営の受託を促進するものとする。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者自らが経営管理できない森林については、県と連携し、森林経営管理制度に基づき「ひなたのチカラ林業経営者」による適切な経営管理を推進する。また、公益性が高い場所で人工林としての管理が困難な森林については、森林環境譲与税を活用し、針広混交林や広葉樹林化を促進する。

5 その他必要な事項

なし。

④ 「Ⅱ 森林の整備に関する事項」の「第7の1、2」をつぎのとおり変更す

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

木材の搬出を伴う間伐の実施や多用な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなるものとする。その開設については、森林の整備及び保全、木材の生産及び流通を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ推進するものとする。

その際、高性能林業機械開発の進展状況等も考慮しながら、下表を目安に、傾斜区分と導入を図る作業システムに応じた目指すべき路網整備の水準を踏まえつつ、林道（林業専用道を含む。以下同じ。）及び森林作業道を適切に組み合わせて整備（既設路網の改良を含む。）するものとする。

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するため、傾斜区分に応じた路網密度及び作業システムを構築することとし、下表を目安として林道（林業専用道を含む。以下同じ。）及び森林作業道を適切に組み合わせて整備するものとする。

区 分	作業システム	路 網 密 度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合 計
緩傾斜地(0° ~15°)	車両系作業システム	30以上	80以上	110以上
中傾斜地(15° ~30°)	車両系作業システム	23以上	62以上	85以上
	架線系作業システム	23以上	2以上	25以上
急傾斜地(30° ~35°)	車両系作業システム	16以上	44以上	60以上 <50>
	架線系作業システム	16以上	4以上	20以上 <15>
急峻地(35° ~)	架線系作業システム	5以上	—	5以上

2 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、「林道規程」（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）又は、「林業専用道作設指針」（平成22年9月24日付け22林整第602号林野庁長官通知）を基本として、宮崎県が定める「宮崎県作業道等開設基準」（平成20年3月宮崎県環境森林部）等に則り開設することとする。

イ 基幹路網の整備計画

基幹路網の開設に当たっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進ものとする。

単位 延長：km 面積：ha

開設／拡張	種類	区分	位置	路線名	延長(m)及び箇所数		利用区域面積	うち前半5年分	対凶番号	備考
					延長	箇所				
開設	自動車道	林業専用道	串間市	都井	1.5		30	○	24005	
		林業専用道		串間1	5.8		150	○	24006	
開設計				2路線	7.3					
拡張	自動車道		串間市	平床		1	103		4032	改良
拡張計				1路線		1				

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月2日付け13林整整第885号林野庁長官通知）及び「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に維持・管理するものとする。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

森林作業道の整備は、生産性の向上による効率的な林業経営の改善を図る上で基盤となる産業施設であるとともに、森林空間の総合的な利用の推進、山村地域における産業の振興や生活環境の整備の上でも重要な役割を果たしている。また、林業機械の導入による労働強度の軽減のためにも重要である。

これまでも本市（町、村）では、所有形態が小規模である森林について、きめ細かな森林施策を実施するため、基幹道からの支線としての作業路開設を推進してきたところである。

今後も、国が定める「森林作業道作設指針」（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）を基本とし、宮崎県が定める「宮崎県作業道等開設基準」（平成20年3月宮崎県環境森林部）等に基づき、路線の選定や適正路面勾配の検討を十分に行うとともに、工事に際しては法面整形の徹底に留意しながら、必要に応じて木柵工の設置や種子吹付けを行うなど、土砂流出防止に万全を期し整備を推進することとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

「森林作業道作設指針」（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）や「宮崎県作業道等開設基準」（平成20年3月宮崎県環境森林部）に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう、適切に維持・管理するものとする。

① 「Ⅱ 森林の整備に関する事項」の「第8の1、2」をつぎのとおり変更する。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

本市の林家の大部分は経営規模が5ha未満の小規模所有者であり、また、保育対象齢級の森林が多いことから、林業経営の採算性を維持することは困難である場合が多い。

従って、森林の施業又は経営の長期委託や、森林施業の共同化・合理化を進めるとともに、林道、森林作業道等の路網整備による生産コストの低減及び労働強度の低減を図ることとする。

また、伐採時期を迎える森林においては、高性能林業機械の積極的な導入により、作業の合理化及び効率化に努める一方、森林組合の作業班を拡充することにより、各種事業の受委託拡大及び労務班の雇用の通年化と近代化に努めることとする。

なお、林業労働者及び林業後継者の育成及び確保方策は次のとおりとする。

○ 林業従事者の養成・確保

就業相談会の開催や就業体験等の実施、「みやざき林業大学校」における技能・技術の習得のための計画的な研修の実施等による新規就業者の確保や、現場技能者に対する知識・技術の習得のための研修や高性能林業機械オペレーターの養成研修の実施など段階的かつ体系的な人材育成に努めるものとする。現場作業の省力化や効率化、軽労化に向けた資機材導入等や労働安全対策の強化等による労働環境の改善に努めるものとする。

また、林業研究グループ等の先導的活動への支援や経営・技術等に関する研修の実施等により、経営感覚に優れた地域の次の世代を担う林業後継者の育成に努めるものとする。

○ 林業事業体の育成強化

森林組合や素材生産業者などの林業事業体を育成強化するため、「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき意欲ある事業体の認定を行うとともに、認定した事業体に対して宮崎県林業労働機械化センターによる高性能林業機械の貸与や事業量の安定的確保、生産性の向上などの事業合理化や雇用改善等を推進するものとする。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

本市の森林は、主伐期を迎える人工林が急速に増大している。また、林業従事者の減少及び高齢化が続く中、生産性の向上及び労働環境の改善を図ることが必要となっており、林業機械の導入及びその有効活用を更に進めることは重要な課題である。

なお、高性能林業機械の使用にあたっては、特に林地の保全に留意するとともに、宮崎県が作成した「環境に配慮した効率的な高性能林業機械の作業システム指針」（平成20年3月宮崎県環境森林部）、及び「宮崎県伐採・搬出及び再造林ガイドライン」等を参考にすることとする。

高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

区 分	機械作業システム	主 要 機 械		
緩傾斜地	車 両 系	(伐木) チェーンソー	(集材・造材) スイングヤーダ グラップル プロセッサ ハーベスタ	(搬出) フォワーダ
急傾斜地	架 線 系	(伐木) チェーンソー	(集材) スイングヤーダ 集材機 ハーベスタ	(造材) プロセッサ